



府食第479号

平成29年7月4日

農林水産大臣

山本 有二 殿

食品安全委員会

委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価の結果の通知について

平成29年2月24日付け農林水産省発28消安第5108号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた飼料「除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシ MZHG0JG 系統」に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

「除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシ MZHG0JG 系統」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。

遺伝子組換え食品等評価書

除草剤グリホサート及びグルホシネート
耐性トウモロコシ MZHGOJG 系統

2017年7月

食品安全委員会

＜審議の経緯＞

- 2017 年 2 月 24 日 農林水産大臣から遺伝子組換え飼料の安全性に係る食品健康
影響評価について要請（28 消安第 5108 号）、関係書類の接受
- 2017 年 2 月 28 日 第 640 回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2017 年 3 月 27 日 第 158 回遺伝子組換え食品等専門調査会
- 2017 年 6 月 28 日 遺伝子組換え食品等専門調査会座長から食品安全委員会委員
長へ報告
- 2017 年 7 月 4 日 第 656 回食品安全委員会（報告）
（同日付け農林水産大臣に通知）

＜食品安全委員会委員名簿＞

佐藤 洋（委員長）
山添 康（委員長代理）
吉田 緑
山本 茂貴
石井 克枝
堀口 逸子
村田 容常

＜食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員名簿＞

澤田 純一（座長）
小関 良宏（座長代理）
岡田 由美子 中島 春紫
橘田 和美 樋口 恭子
児玉 浩明 飯 哲夫
近藤 一成 山川 隆
柘植 郁哉 和久井 信
手島 玲子

要 約

「除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシ MZHG0JG 系統」について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を実施した。

本系統は、トウモロコシに由来する改変 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素遺伝子及び *Streptomyces viridochromogenes* strain Tü494 に由来する改変ホスフィノスリシンアセチルトランスフェラーゼ遺伝子を導入して作出されており、mEPSPS タンパク質及び PAT タンパク質を発現することで、除草剤グリホサート及び除草剤グルホシネートの影響を受けずに生育できるとされている。

本系統では、新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられない。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成される可能性は考えられない。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成 16 年 5 月 6 日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。

I. 評価対象飼料の概要

名 称：除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシ MZHG0JG 系統

性 質：除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性

申請者：シンジェンタジャパン株式会社

開発者：Syngenta Seeds, Inc. on behalf of Syngenta Crop Protection AG and its affiliates (スイス)

「除草剤グリホサート及びグルホシネート耐性トウモロコシ MZHG0JG 系統」(以下「トウモロコシ MZHG0JG」という。)は、トウモロコシに由来する改変 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸合成酵素遺伝子 (*mepsps-02* 遺伝子) 及び *Streptomyces viridochromogenes* strain Tü494 に由来する改変ホスフィノスリシンアセチルトランスフェラーゼ遺伝子 (*pat-09* 遺伝子) を導入して作出されており、mEPSPS タンパク質及び PAT タンパク質を発現することで、除草剤グリホサート及び除草剤グルホシネートの影響を受けずに生育できるとされている。

II. 食品健康影響評価

1. トウモロコシ MZHG0JG には、除草剤グリホサート及び除草剤グルホシネートに対する耐性の形質が付与されている。遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において、挿入された遺伝子又は当該遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告されていない。

2. トウモロコシ MZHG0JG は、食品安全委員会において、「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」(平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定)に基づき、食品としての安全性評価を終了しており、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断している。

上記 1 及び 2 を考慮したところ、トウモロコシ MZHG0JG では新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられない。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成される可能性は考えられない。

以上から、トウモロコシ MZHG0JG については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」(平成 16 年 5 月 6 日食品安全委員会決定)に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」(平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定)に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。